

大阪市告示第565号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月15日

大阪市長 横山英幸

1 認定取消年月日及び番号

令和6年4月1日 第488号

2 認定区域の名称

大阪市営井高野第4住宅

3 認定の取消しを行った区域の位置

大阪市東淀川区井高野4丁目170番の一部 ほか22筆

(計画調整局建築指導部建築企画課)